

政令第 号

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十二条第一項、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四十八条及び独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第一条 特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「通知しようとする」を「通知する」に、「見込」を「見込み」に、「行い、」を「これを行い、同項の規定により」に、「周知させようとする」を「周知させる」に改め、「ところにより」の下に「、流水の放流に係る多目的ダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について」を、「行う」の下に「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと）をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。」により公衆の閲覧に供する」を加える。

(河川法施行令の一部改正)

第二条 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「者は」の下に「、ダムの操作に関し」を加え、「、関係都道府県知事」を「関係都道府県知事」に、「行ない、」を「これを行い、同条の規定により」に、「周知させようとする」を「周知させる」に改め、「ところにより」の下に「、その操作を行うダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について」を加え、「行なう」を「行うとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)」により公衆の閲覧に供する」に改める。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第三条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「機構は」の下に「、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設(以下この条において「水資源開発施設等」という。)の操作に関し」を加え、「水資源開発施設又は愛知豊川用水施設」を「水資源開

発施設等」に、「行い」を「これを行い」に、「周知させようとする」を「周知させる」に、「主務大臣の」を「農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で」に改め、「ところにより」の下に「、その操作を行う水資源開発施設等の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項について」を、「行う」の下に「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」を加える。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

一般への周知をより効果的に行うため、特定多目的ダム法施行令等における周知の方法として、情報通信技術を用いる方法を追加する必要があるからである。